

奈良市の多様な学び支援の在り方について

令和7年11月14日
奈良市教育センター
教育支援課

はじめに

近年、不登校の問題は深刻化しており、子どもたちの多様なニーズに応えるための新たな支援体制が求められています。この「奈良市の多様な学び支援について」は、本市における不登校の現状を踏まえ、国の教育政策に基づき、本市の不登校児童生徒への支援の更なる充実を目指し、取組の方向性を示していくものです。

1. 不登校児童生徒への支援に対する奈良市の考え方

(1) 国の動向から

①義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成28年12月)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)は、不登校を誰もがなりうる状況として捉え、個々の状況に応じた休養の必要性も認めるものです。この法律は、学校復帰のみを目的とせず、フリースクールや教育支援センターなど多様な学びの場を保障し、国や地方公共団体にその支援を義務付けています。これにより、不登校児童生徒が安心して学び、社会的自立を目指せるよう、関係機関が連携した支援体制の構築を促しています。

②不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月、文部科学省)

「不登校児童生徒への支援の在り方について」は、不登校を「問題行動」ではなく、誰もがなりうる状況として捉え、学校復帰のみを目標としない支援を求めています。そのため、学校は個々の児童生徒の状況に応じた休養の必要性や多様な学びの尊重を重視し、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を構築することを促しています。

③生徒指導提要(改訂版)(令和4年12月、文部科学省)

生徒指導提要(改訂版)の第10章「不登校」は、教職員が不登校問題に組織的に対応するための指針が示されています。この章では、学校に登校することのみにとらわれることなく、児童生徒の社会的な自立を支える「発達支持的生徒指導」と「課題未然防止教育」の日常的な展開が重要だとされています。また、不登校に関する学校内の組織体制の強化や教職員間の連携、さらには関係機関やICTを活用した多角的な支援の必要性も示されています。子どもたちが多様な学びの場を活用し、主体的に進路を選択できるよう支える視点についても触れられています。

④「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」（令和5年3月、文部科学省）

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）は、不登校の児童生徒も含めた、全ての児童生徒の多様な学びの場を確保することを目指します。個別の状況に応じた休養や学校外での学びを積極的に保障し、教育支援センターやフリースクール、ICT 活用などを通じた選択肢の拡大と切れ目のない支援を促しています。

（2）奈良市教育振興基本計画

「奈良市教育振興基本計画」は、Society 5.0 や SDGs といった社会の変化に対応するため、未来を生き抜く子どもたちの育成を柱としています。具体的には、「生涯にわたり学び続け、他者と協働して未来を切り開く人間の育成」を目標に掲げ、「みずから学ぶ子」「とことん学ぶ子」「つながり学ぶ子」といった新しい時代に求められる子ども像を設定しています。ICT 活用を推進しつつ、学校・地域・家庭が連携することで、子どもたち一人一人の多様な学びと社会的自立を支えるための、包括的な教育施策の方向性を示しています。

（3）「不登校支援」から「多様な学び支援」へ

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義されています。

令和5年度に本市で実施したアンケート調査からは、「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「勉強・授業」「友だちや先生との関係」「学校行事・クラブ活動・学校のルール」などそれぞれの項目において一定の回答割合が見られており、不登校の要因は1つに特定することが難しく、多様化複合化しています。

加えて、特別な支援を必要とする児童生徒も増加しており、人間関係の構築を苦手とする子や、現在の学校の枠組みをつらいと感じている子などが、学校に行けない又は行かない選択をしている可能性もあります。

このような背景をもつ中、これまでの学校の通常の学級だけが唯一の学びの場として、学校への復帰を目指すことを目標に支援を行う「不登校支援」から、社会的な自立に向けて、子ども一人一人の実態に応じた学校内外での学びの選択肢を充実させる「多様な学び支援」へと意識改革を図りながら取組を進めていくことが必要です。

2. 学校における取組の充実 ～一人一人の子どもに寄り添う～

（1）個別の実態に応じた支援に関わる計画と支援の実際

①アセスメントの重要性

不登校支援には多角的なアセスメントが必須であり、教職員だけでなくスクールカウンセ

セラ―等専門家の意見も取り入れ、子どもたちの気持ちに寄り添うことが重要です。また、原因だけでなく、支援ニーズや子どもたちの強みを理解するとともに、子どもたちの思いに寄り添いながら具体的な支援の計画を立て、取り組んでいくことが大切です。

②端末を活用した早期発見・早期対応の取組

子どもたちの心の状態を客観的に把握し、支援に反映させるために、1人1台端末を活用したアンケート等の取組は、貴重な手段の一つです。言葉では表現しにくい気持ちを可視化し、教職員の経験やスクールカウンセラーなどの専門家の視点などを合わせて、子どもたちの心の変化をできるだけ早期に発見し、適切な支援につなげる重要な手がかりとなります。

③個別の支援方針やアセスメントシートの活用

不登校の子どもたちへの支援方針は、校内での不登校支援会議や関係機関を交えた個別のケース会議等で組織的に決定していきます。その際、個別の支援シートやアセスメントシートなど支援の方向性を視覚的に共有できるシートを活用し、当該児童生徒に関わるすべての教職員が同じ方向性のもとで支援を行うことができる環境を整えます。

※ここで述べる「個別の支援シート」や「アセスメントシート」は、特別支援教育における「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」とは異なるものであり、援助ニーズの高い児童生徒に対して作成することが望まれる。

（２）家庭との連携や協力

①保護者が相談しやすい環境づくり

担任や学年の教員、教育相談コーディネーターなどそれぞれの役割から、学校における保護者が相談しやすい相談先を日頃から示し、保護者や子どもが困り感を感じた際は、在籍する学校のどの教員にも気軽に相談できる環境を整えます。

②個別の丁寧なつながり

教職員は子どもに「気にかけている」というメッセージを伝えることで「先生とのつながりがある」という安心につなげていけるよう、必要に応じて例えば家庭訪問を行ったり、オンラインによる面談を行ったりするなど、個別の丁寧なつながりを心掛けることが重要です。訪問や面談を行う頻度や話題は、教職員側の思いや願いのみが先走ることなく、子どもや保護者の意向を尊重し、相談しながら決めていくことが大切です。

③保護者への情報提供

不登校支援に関する情報を子どもや保護者に分かりやすく提供し、校内で実施する支援方針や内容を保護者と共有することで、学校と保護者の間で認識のずれなどが生じないよう努めることが大切です。

また、市や県が実施している相談窓口の情報を学校のホームページ等に掲載するなど、す

すべての保護者が必要な時に情報に触れることができる機会を増やすことが重要です。

（３）学校全体の組織的な多様な学び支援及び教育相談体制づくり

①組織的な支援体制の構築

校長がリーダーシップをとり、教育相談コーディネーターなどの教育相談担当者が中心となり、教職員、スクールカウンセラー等が密に連携を図り、多様な学び及び教育相談に係る組織的な支援体制を構築します。

また、希死念慮を抱いていたり、家庭で不安を感じていたりするなど、学校以外の関係機関と連携した支援が必要となる場合は、ケース会議を通して各専門機関との連携した支援方法を検討します。

②教職員間の連携の強化

子どもや保護者への対応が、対応する教職員によって異なると、子どもや保護者に不信感が生じ、結果として子どもたちへの適切な支援につながらないことがあります。

このことから、教職員研修やケース会議等の機会を通して、不登校や多様な学びに係る理解を深めながら、教職員間で情報共有を密に図るとともに教職員が連携して支援を行うことが重要です。

また、校種間の連携では、これまでの背景や取り組んできた支援内容を、学校間で丁寧に共有・引継ぎを行い、継続的な支援へとつなげていきます。

③校内研修の実施充実

児童生徒理解などの校内研修を充実させ、不登校に関する知識や理解を深め、全ての教職員が同じ方向のもと、適切な支援を行うことを目指します。

④校内の居場所づくり

子どもの状態やニーズに応じた支援ができるよう、例えば校内サポートルームのような子どもたちが安心して過ごせる別室を設け、学校とのつながりを絶やさない支援や、学校生活への段階的な復帰を目指す支援などといった体制を整えていくことが重要です。

⑤オンライン支援

オンラインを活用し、例えば不登校の子どもたちが自宅でも端末を活用して授業や活動に参加したり、放課後に教職員とつながりを持つことができたりするといった環境を整えます。オンラインを活用した支援を行う際は、学校と家庭で相談し、子どもの思いや考えを尊重しながら学校とつながり続けることができる関係を築いていくことが重要です。

⑥地域等との連携

地域の居場所など、子どもたちが学校外で社会とつながりを持つことができるよう、それぞれの地域ならではの取組と連携を図ることは、子どもたちにとって学校とは異なる社会的なつながりがもてる機会が増えるなど、大きな効果があります。

(4) 課題早期発見の取組

スクリーニング等を活用し、子どもたちの心の状態を客観的・多角的に把握しながら、心の変化の早期発見、変化に対する早期対応は、生徒指導提要においても言及されているとおり課題早期発見の取組として重要となります。また、不安が高い様子が見られる児童生徒が悩みを相談できるといった校内の雰囲気づくりも子どもたちの安心感につながります。

加えて、SOS の出し方教育をはじめとした心理教育等を通して、悩みを人に話す・聞いてもらうことの重要性を伝える取組も大切です。

(5) 進路選択

中学校卒業後の進路は、子どもたちだけではなく、保護者にとっても大きな不安要素の一つとなっています。義務教育段階後の学びの場は、全日制に限らず、通信制や定時制など様々な選択肢が増えています。個々の子どもたちの実態に合わせた多様な進路を把握した上で、丁寧に相談しながら進路指導を進めていく必要があります。

また、公設フリースクールや民間フリースクールといった学校以外の学びの場において活動に取り組む子どもたちが年々増えています。学校以外の学びの場を利用している子どもたちについては、学校がその支援機関等における活動状況を積極的かつ丁寧に把握するとともに、学校、家庭、支援機関等の3者が一体となって定期的に連携を図り、子どもたちの自己肯定感を高めていくことができるような適切な学習等の評価を行っていくことが必要です。

3. 市教育委員会における取組の充実 ～不登校児童生徒への多様な支援～

(1) 多様な学びの場や居場所の整備

①教育支援センターの機能強化

教育支援センターは、不登校児童生徒に対する支援に係る事業や相談窓口の中心的な拠点です。公設フリースクールの運営や心理士による心理相談など、心理的な支援も含めた専門的な支援体制を充実させていきます。学校内の教育相談の充実に向けて専門家も含めた支援が行えるよう、各校へのスクールカウンセラーの配置なども行っていきます。

②オンラインを活用した支援

家から出にくいと感じている子どもたちに対して、オンライン上で交流のできる場を設け、子ども同士で、また、支援員との間でコミュニケーションを取るなど、オンラインの良

さを生かした他者とつながりをもてる機会を創出します。

③民間フリースクールや地域等との連携

民間フリースクールや地域団体等と連携を図ることで、子どもたちが学校以外の場でも安心して学べる環境を整備します。特に、民間フリースクールとの連携については、子どもの活動等を積極的に評価することが、自己肯定感の向上につながることから、学校と支援機関等との間での情報共有をスムーズに行う体制を整えていきます。（別添参照）

（２）教職員の専門性向上と支援体制の整備

①教職員研修の充実

教育相談コーディネーターなどの教育相談担当者をはじめ、すべての教職員が不登校に関する基本的な知識や対応スキルを持つことで、不登校の対応が一段と取りやすくなります。教員の専門性の向上を目指し、教育相談コーディネーター対象の研修や、すべての教職員を対象とした不登校支援に関する研修を提供していきます。

また、例えば希死念慮、自傷行為などといった重篤なケースも増えていることから、子どもたちの SOS の受け止め方や、子どもたち自身の SOS 発信力育成など、子どもを多角的・多面的に見立てる力を養う研修の充実を図ります。

②専門家を活用した学校支援

心に不安を抱える子どもたちへの専門的な支援を目指し、スクールカウンセラーを配置します。スクールカウンセラーは学校において、子どもや保護者との面談だけではなく、行動観察やケース会議の参加、教職員とのコンサルテーションを行います。

また、重篤なケースや対応が困難なケースについては、教員が、心理、医療など、更に専門性の高いスーパーバイザーから必要に応じて助言等を受けることができる体制を整えます。

（３）保護者支援の充実

①相談窓口の充実

保護者が安心して相談できる教育相談窓口を教育センターに設け、心理士などの専門スタッフが相談に応じます。その際、発達に係る課題が見受けられるなど心理面以外の課題がある場合は、関係する部署とも連携し、必要に応じた支援につなげていきます。

②保護者の会の実施と情報提供

保護者が抱える日頃の不安や悩みを出し合うなど、保護者同士が交流できる場を設け、情報交換や交流ができる機会を提供します。

また、子どもや保護者に対して、不登校支援に関連する教育支援センター、公設フリース

クールといった本市の取組や、中学卒業後の進路情報など、不登校支援に関する情報を提供する機会を積極的に設けます。

加えて、不登校支援に関する情報を、学校をはじめ、子どもや保護者、一般市民にも発信していくことで、多様な学びの幅広い理解啓発に努めます。

参考資料等

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成 28 年 12 月 22 日付 28 文科初第 1271 号）
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」（平成 29 年 4 月 4 日付 28 文科初第 1852 号）
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付元文科初第 698 号）
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）（令和 4 年 6 月 10 日付 4 初児生第 10 号）
- ・生徒指導提要（令和 4 年 12 月 文部科学省）
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和 5 年 3 月 31 日付 4 文科初第 2817 号）

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、フリースクール等において相談・指導を受け、あるいは自宅で ICT 等を活用した学習活動を行い、社会的な自立に向けて懸命に努力を続けている児童生徒がいる。このような当該児童生徒の努力に対し、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省通知）では、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上の出席扱いとすることができるとされている。また、不登校児童生徒の最善の利益を最優先に考えて支援を行うことが重要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

このガイドラインは、フリースクール等での活動及び自宅等において ICT 等を活用した学習が、当該児童生徒にとってふさわしい学びであり、指導要録上の出席扱いに該当するかを、校長が総合的に判断するための目安を示すものである。

2 民間のフリースクール等に通う児童生徒について

指導要録上の出席扱いにする場合

・学校は、当該児童生徒がフリースクール等で行った活動やそれに対する評価を、指導要録に記入したり、また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

出席扱いとする目安

（１）フリースクール等との関係について

・学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。

・児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。

・定期的（概ね月に1回以上）にフリースクール等から学校へ通所児童生徒の状況報告をしてもらうこと。

・フリースクール等での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等の間に、連携・協力関係が保たれていること。

（２）実施主体について

・法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関する深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

- ・不登校児童生徒に対する相談・支援が行われていること。

（３）支援の在り方について

- ・受入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ・支援内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。

（４）支援スタッフについて

- ・支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題等について知識・経験をもち、その支援にあたっていること。
- ・カウンセリング等を行うにあつては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な支援がなされていること。

（５）留意点

- ・上記目安は、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではない。
- ・学校は、不登校児童生徒及び保護者との定期的（概ね月に１回以上）な家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
- ・学校は、フリースクール等から定期的に送付される利用児童生徒の状況報告（様式任意）のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、利用の状況把握を行う。

３ 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について

指導要録上の出席扱いにする場合

- ・学校は、当該児童生徒が自宅において ICT 等を活用して行った学習活動やそれに対する評価を、指導要録に記入したり、また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

出席扱いとする目安

（１）学校と家庭との関係について

- ・学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。
- ・学校の訪問等による対面指導が、定期的（概ね月に１回以上）に行われていること。

（２）ICT 等を活用した学習活動について

- ・当該児童生徒のアセスメントに基づいた学習活動内容で、コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなどを活用して提供される学習活動であること。

- (例) ○民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習
○パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
○学校のプリントや通信教育を活用した学習
○ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信） 等
- ・当該児童生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
 - ・学習内容や実施時間について把握できること。

(3) 留意点

- ・基本的に、当該不登校児童生徒が、教育支援センター「HOP」、公設フリースクール「HOP 青山」、「HOP あやめ池」やフリースクール等において相談・支援を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- ・訪問等による対面支援を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などが想定される。
- ・学校は、当該不登校児童生徒に対する対面支援や ICT 等を活用した学習について、例えば、対面支援を行っている者から定期的な報告を受けたり、保護者との面談等を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- ・自宅における ICT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ段階的に対面支援や、教育支援センター「HOP」、公設フリースクール「HOP 青山」、「HOP あやめ池」やフリースクール等での相談・支援へつなげたりするなど留意すること。
- ・ICT を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。

参考資料等

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

(平成 28 年 12 月 22 日付 文部科学省)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

(平成 29 年 4 月 4 日付 文部科学省)

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

(令和元年 10 月 25 日付 文部科学省)

「(別記 1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

(令和元年 10 月 25 日付 文部科学省)

「(別記 2) 不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

(令和元年 10 月 25 日付 文部科学省)

「(別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」

(令和元年 10 月 25 日付 文部科学省)

「(別添 3) 民間施設についてのガイドライン(試案)」

(令和元年 10 月 25 日付 文部科学省)

(参考様式)

令和 年度 月分 活動状況報告書

【 支援機関等の名称 】で学習している児童・生徒について下記の通り報告します。

記

児童生徒氏名												
学校・学年・組	学校 年 組											
出席状況と活動の様子												
活動日 活動した日に○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		活動日数
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
活動の様子												
連絡等												
備考												